

“地域活性化”のために 空き家を活用する際の費用を補助します！

市内にある空き家を活用して、周辺的生活環境への悪影響を防止し、地域コミュニティの活性化を図るため、空き家を改修して地域活性化の用途で活用するかたへ、改修（リフォーム）費用の補助を行います。



深谷市空き家利活用改修補助金

【補助金の対象となる主な要件】

- ・空き家を**地域活性化の用途**を目的とする施設として活用するために改修工事等を行う事業であること
- ・改修後の建物の全部を**10年間以上継続して利用する事業**であること

★地域活性化の用途とは？

- ・交流施設（集会所、子ども食堂）
- ・体験学習施設（防災体験学習施設）
- ・教育施設（放課後学習支援施設）
- ・滞在型体験施設（移住体験宿泊施設） など



補助する金額・・・**上限200万円**

※ 補助対象費用の3分の2が対象

【注意事項】

- ・ **申請受付期間・・・令和8年4月1日から令和8年11月30日**
- ※ **補助金申請には事前相談が必須です。まずは下記問い合わせ先までご連絡ください。**
- ・ **補助金交付決定前の工事着手は補助金の対象外となります。**
- ・ **令和9年1月29日までに工事を完了させる必要があります。**

★問い合わせ先★

深谷市役所 自治振興課（市役所本庁舎2階21番窓口）

TEL:048-574-8597 FAX:048-501-5222

※ 補助制度の詳細や申請書等については、上記問い合わせ先までご連絡ください。

深谷市空き家利活用改修補助金のページ 二次元コード →

